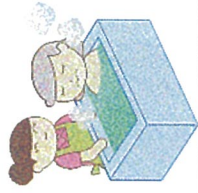


## ◇訪問介護（ホームヘルパー）

※日常生活の支援をするため、ホームヘルパーが家庭を訪問します。

1. 身体の介護に関すること  
食事・排泄・更衣・入浴（清拭）・洗髪・通院等の介護
  2. 家事に関すること  
調理・洗濯・掃除・買い物・関係機関等への連絡等
- ◆訪問介護ステーション あかり  
☎ 47-4002
  - ◆コナツヘルパーステーション  
☎ 090-6320-1239
  - ◆すさみ町社会福祉協議会（訪問介護）  
☎ 55-2580
  - ◆田辺すみれ訪問介護ステーション  
☎ 23-5599
  - ◆ヘルパーステーション南紀  
☎ 45-8850
  - ◆ニチケアセンター白浜  
☎ 82-2050

※五十音順



## ◇通所リハビリテーション（デイケア）

※介護老人保健施設・医療機関で、心身の機能維持・回復に必要なリハビリを日帰りで受けられます。

- ◆介護老人保健施設 アンソレイユ日置  
☎ 87-2300
- ◆介護老人保健施設 けんゆう苑  
☎ 58-0500

※五十音順



### 介護保険で利用できる

### 介護（介護予防）サービス

## ◇短期入所療養介護（ショートステイ）

※介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に宿泊し、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の支援を受けられ、療養生活を向上させ、家族の身体的及び精神的負担を軽減します。

- ◆介護老人保健施設 アンソレイユ日置  
☎ 87-2300
- ◆介護老人保健施設 けんゆう苑  
☎ 58-0500

※五十音順

## ◇短期入所生活介護（ショートステイ）

※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に宿泊し、食事・入浴・排泄等の日常生活上の支援や機能訓練等を受けられます。また、家族の介護負担軽減や介護者の事故・冠婚葬祭・旅行等で数日間の介護をお願いしたい時に利用することができます。

- ◆特別養護老人ホーム 白浜日置の郷  
☎ 87-2222
- ◆特別養護老人ホーム 成実園  
☎ 45-2790
- ◆特別養護老人ホーム にしき園  
☎ 0735-62-5165
- ◆特別養護老人ホーム 百々千園  
☎ 45-0335

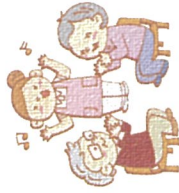
※五十音順

## ◇通所介護（デイサービス）

※デイサービスセンターで、入浴・食事・機能訓練・レクリエーション等のサービスを日帰りで受けられ、心身機能の維持向上と家族の負担軽減を図ります。

- ◆小規模デイサービスセンター きたじ  
☎ 55-3822
- ◆デイサービスセンター 白浜日置の郷  
☎ 87-2222
- ◆すさみ町社会福祉協議会  
☎ 55-4104

※五十音順



## ◇訪問看護

※看護（医療行為）が必要な方に対し、かかりつけ医の指示のもと看護師が家庭を訪問します。

1. 看護・介護行為（血圧測定・病状の観察・入浴介助・清拭等）
2. 医療的処置行為（褥瘡の処置・点滴の管理・流腸/排便等）
3. リハビリ援助行為（拘縮予防・歩行/言葉訓練等）
4. 介護者に対する指導・相談・助言等

- ◆健佑訪問看護ステーション  
☎ 0735-62-7690
- ◆すさみ町訪問看護ステーション  
☎ 55-3535
- ◆訪問看護ステーション 南紀  
☎ 45-8035
- ◆訪問看護ステーション ふるさと  
☎ 81-3305
- ◆訪問看護ステーション めぐみ  
☎ 47-4000
- ◆訪問看護ステーション ピースフル  
☎ 48-0297
- ◆訪問看護ステーション ぐりあ  
☎ 34-2551
- ◆スライング訪問看護ステーション  
☎ 25-5132
- ◆訪問看護ステーション たいよう  
☎ 25-8335
- ◆訪問看護ステーション 和  
☎ 24-3560
- ◆訪問看護ステーション はる  
☎ 20-7486
- ◆訪問看護ステーション こもれび  
☎ 34-2038
- ◆たかの訪問看護センター  
☎ 050-711-4713

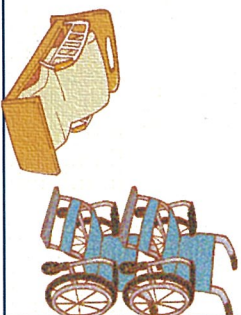


## ◇福祉用具貸与

※日常生活の自立を助けるための福祉用具（電動ベッド・褥瘡防止用マット・車いす等）が借られます。※介護区分により、借りられる福祉用具の種類が異なります。

- ◆セイコーデイカール  
☎ 24-7713
- ◆大黒ヘルスケアサービス  
☎ 25-6254
- ◆ニチイケアセンター 田辺  
☎ 24-7713
- ◆㈱ヤマシタ  
☎ 81-3000
- ◆ゆづき  
☎ 34-2000

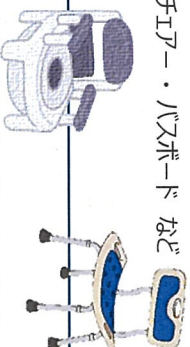
※五十音順



## ◇特定福祉用具購入

※入浴や排泄に使用する用具を購入し価格の1割負担（所得状況により2割負担）で購入できます。  
※上限額は、1年間（毎年4月1日から1年間）あたり、購入価格10万円まで。

※指定を受けた事業者から購入した場合のみ対象となります。  
ポータブルトイレ・シャワーチェア・バスボード など



## ◇住宅改修

※手すりの取り付けや段差解消、浴室・トイレなどの住宅改修を1割負担（所得状況により2～3割負担）で行うことができます。

※要介護区分に関係なく、上限20万円まで  
※事前に役場・介護保険係に申請が必要です。  
※工事業者、2社の見積もりが必要です。

介護保険で  
どんなサービスが  
利用できるの？



【お問い合わせ先】

◆すさみ町地域包括支援センター

☎ 0739-55-4670

◆すさみ町役場 環境保健課 介護保険係

☎ 0739-55-4803